

令和4年3月16日

小学校給食実施校
義務教育学校給食実施校 保護者様

横浜市長



横浜市学校給食費徴収額変更通知書

令和3年度の学校給食費について、次のとおり徴収額を変更しますのでお知らせします。

1 変更内容について

変更前月額給食費から分散登校（9月1日～10月1日）に伴う減額日数相当分を減額します。

3月期の学校給食費は、下図の変更後月額給食費（支払予定額）のとおりです。

請求月	月額給食費 区分	変更前 月額給食費	変更後月額給食費（支払予定額） ※1		
			①指定された分散登 校日のみ登校	②分散登校期間中、 緊急受入日も含めて 全日登校	③分散登校期間中に全 日欠席又は給食提供を 受けなかった等 ※2
3月期	牛乳あり	4,600円	1,615円	4,307円	4,600円 ※2
	牛乳なし	3,800円	1,335円	3,558円	3,800円 ※2
	飲料のみ	890円	313円	834円	890円 ※2

※1 上記に記載の①、②、③のいずれにも該当しない場合は、別紙「3月の学校給食費（フローチャート）」から請求額を御確認下さい。

※2 分散登校時の登校日が4日未満の方、18日以上連続して給食提供を受けていない方、分散登校期間以外に減額申請された方（学級閉鎖等含む）及び分散登校実施後、10月以降に月額給食費を変更された方の学校給食費につきましては、3月期の請求額は、上記③のとおり、一旦通常の金額にて請求いたします。その後、3月下旬に学校給食費の減額処理を行い、精算（還付）します。

なお、減額精算後の学校給食費につきましては、改めてお送りします「学校給食費徴収額変更通知書」を御確認ください。

2 緊急受入を申込まれた方、保健所指示等で4日以上連続して給食提供を受けていない方の学校給食費について別紙「3月の学校給食費（フローチャート）」から請求額を御確認下さい。

なお、当初緊急受入を予定されていた日に予定を変更して給食の提供を受けていない場合でも、学校給食費の減額対象にはなりません。

3 年度途中で市外から転入している場合など1年間を通じて給食を食べていない場合について

- 市外転入月の学校給食費にて調整を行っている場合、上表の学校給食費とは異なります。
- 長期欠席等による減額連絡票の提出がある場合には、別途「学校給食費徴収額変更通知書」をお渡しします。

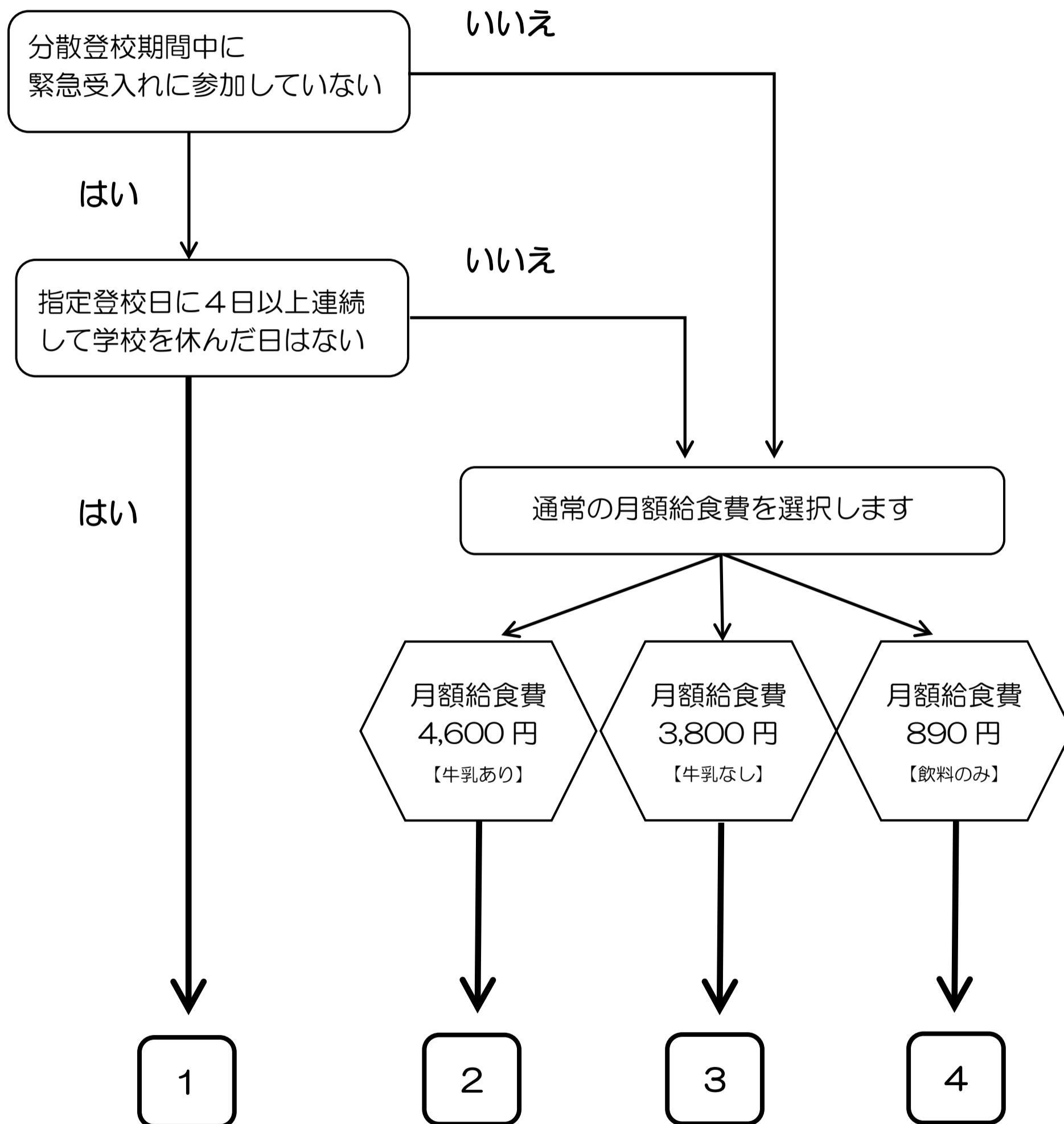
担当課

教育委員会事務局健康教育・食育課

電話 045 - 671 - 3696

3月の学校給食費（小学校及び義務教育学校版）

分散登校期間中（9月1日～10月1日）の登校回数に応じて3月の学校給食費が異なります。該当する番号の一覧表から学校給食費を確認してください。



※ 該当番号に応じた一覧表から3月の請求額を御確認ください。

1 ※ 指定された分散登校日のみ登校した場合

分散登校期間中の登校数 (喫食数)	月額給食費区分	月額給食費	3月請求額
10回	牛乳あり	4,600円	1,615円
	牛乳なし	3,800円	1,335円
	飲料のみ	890円	313円

2

3

4

分散登校期間中の登校数 (喫食数)	3月請求額	3月請求額	3月請求額
20回	4,307円	3,558円	834円
19回	4,038円	3,336円	782円
18回	3,769円	3,113円	730円
17回	3,499円	2,891円	678円
16回	3,230円	2,669円	625円
15回	2,961円	2,446円	573円
14回	2,692円	2,224円	521円
13回	2,423円	2,002円	469円
12回	2,154円	1,779円	417円
11回	1,885円	1,557円	365円
10回	1,615円	1,335円	313円
9回	1,346円	1,112円	261円
8回	1,077円	890円	209円
7回	808円	668円	157円
6回	539円	445円	105円
5回	270円	223円	53円
4回	0円	0円	0円



※ 分散登校時の登校日が4日未満、18日以上連続して給食提供を受けていない方については、通知「1 変更内容について」のとおり請求させていただきます。
 精算後の金額については、改めてお送りします「学校給食費徴収額変更通知書」を御確認ください。